

医療・介護従事者の新型コロナ感染による労災給付について

労災保険料のメリット制算定から除外の継続を（見解）

2023年4月24日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

1 労災保険メリット制とは

労災保険料率は、災害のリスクに応じて業種ごとに定められています。医療・介護は「94：その他の各種事業」として保険料率は0.003%となっています。

労災保険制度では、「事業主の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の一層の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内（基本：±40%、例外：±35%、±30%）で労災保険率または労災保険料額を増減させる制度（メリット制）」が設けられています。

ここでいう労働災害の多寡は連続する3保険年度の療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金等によって決定され、翌々年度から適用されます。

2 新型コロナウイルス感染症の労災保険

パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は多くの患者の治療が集中することとなり、また高い感染力を有したことから、医療・介護施設においてクラスターが全国各地で発生し、医療・介護労働者も業務により感染するリスクが高まりました。

そこで厚生労働省は、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象」（厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）7. 労災補償問2）としてきました。

2023年2月28日現在で、医療業で83,188人（直接医療に携わるもの74,494＋それ以外8,694）、社会保険・社会福祉・介護事業で49,187人（直接介護に携わるもの39,393＋それ以外9,794）の計132,375人が労災認定を受けています。全産業では154,869人が労災認定されています。しかし労災未請求の医療介護労働者が存在していることも指摘されています。

3 感染症法上第5類となって以降の取り扱い

政府は2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の区分を第5類に変更することとしています。

労災認定に関しては「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された後においても、この取扱いに変更はありません。（新型コロナウイルスに関す

るQ&A（企業の方向け） 7. 労災補償問2）」とし、医療従事者等では「業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象」とすることを維持するとしています。

しかし、労災保険料はコロナ感染発症以降続けられてきた「感染症法上の「新型コロナウイルス感染症」に関連する給付は、全ての業種においてメリット制の対象外とし、労災保険料に影響を与えない特例」を変更し、「5類感染症に変更された後に労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響がありえます。」としています（厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け） 7. 労災補償問13）。

4 労災保険料のメリット制算定から除外の継続を

2020年から全国的に感染が拡大しましたが、多くの医療・介護をはじめとするエッセンシャルワーカーのリスクを理解しながらの献身的奮闘によって、医療・介護現場は支えられてきました。

しかし、厚生労働省は5類への変更後に発病した場合の労災保険給付については、メリット性による労災保険料への影響があるとしています。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生する可能性は否定できません。その際に積極的にコロナ患者の医療・介護を行い、職員が感染すれば労災保険料が増加するといった「ペナルティ」が課せられることは、医療・介護現場でのこれまでの、そしてこれからの努力に対する不当な評価として受け止められる懸念があります。そして医療・介護の現場に労災申請をためらわせる雰囲気醸成するものとなります。

また、労災申請が適切に行われないことは、パンデミックによって発生した医療・介護現場での労働負担を適正に評価する指標の一つを失うことになります。

こうしたことから、私たちは感染症法上の区分が5類へ変更されることにより、労災保険料のメリット制度の算定対象に適用されることに反対します。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなくなるまで、労災保険料のメリット制の対象としない現行制度の継続を求めます。

以上

厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け） 7. 労災補償（抜粋）

問2 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された後においても、この取扱いに変更はありません。

問13 新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付があった場合、労災保険料に影響があるのでしょうか。

労災保険制度においては、個々の事業ごとに、労災保険給付の多寡により、給付があった年度の翌々年度以降の労災保険料等を増減させるメリット制を設けています。

他方、法に基づき入院措置や外出自粛などが行われる感染症法上の「新型コロナウイルス感染症」に関連する給付は、全ての業種においてメリット制の対象外とし、労災保険料に影響を与えない特例を設けています。

このため、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されるまでに労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響はありませんが、5類感染症に変更された後に労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響があります。